

公益社団法人土佐市シルバー人材センター会員業務就業規約

(会員の就業条件等)

第1条 公益社団法人土佐市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員（以下「会員」という。）が発注者（センターを通じて会員に業務を委託する者をいう。以下同じ。）の委託を受けて業務を実施する場合の就業条件は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるもののほか、この規約に定めるところによる。

2 発注者、センター及び会員は、信義を重んじ、誠実に業務を履行しなければならない。

(会員業務の内容及び対価)

第2条 発注者が会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）の具体的内容及び会員業務委託料（会員業務の対価として発注者が会員に支払う金員をいう。以下同じ。）の額は、発注者とセンターとの間で別途合意により定める。

(就業条件に関する会員の同意等)

第3条 センターは、業務実施会員（発注者からセンターを通じて委託を受けて会員業務を実施する会員をいう。以下同じ。）が会員業務に着手する前に、会員業務に関する就業条件は前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意した内容及びこの規約に定める内容とすることについて、業務実施会員の同意を得るものとする。

2 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意した内容及びこの規約に定める内容をその内容とする会員業務に関する請負契約又は準委任契約が成立したものと取り扱う。

3 発注者とセンターは、第1項の規定による業務実施会員の同意があった後においても、合意により前条の合意の内容を変更することができる。

4 前項の規定により前条の合意の内容が変更されたときは、センターは、業務実施会員に対して当該変更の内容を通知し、新たに業務実施会員の同意を得るものとする。

5 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、第2項の請負契約又は準委任契約の内容が、前項の規定により業務実施会員に通知した内容に従って変更されたものとして取り扱う。

(検査等)

第4条 会員業務が完了したときは、業務実施会員は速やかにその旨をセンターに報告し、センターは速やかにその旨を発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による報告があった日から10日以内に会員業務の完了を確認

し、検査を行わなければならない。

（会員業務委託料の支払）

第5条 会員業務が前条第2項の検査に合格したときは、発注者は、業務実施会員に対して、会員業務委託料として第2条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める額を支払うものとする。

2 会員業務委託料を定めた後に最低賃金の改定その他事情の変更があった場合は、発注者及びセンターは、双方協議の上、会員業務委託料の額を変更するものとする。

3 業務実施会員は、会員業務委託料の請求及び受領をセンターに委託するものとする。この場合において、センターが会員の委託を受けて会員業務委託料を受領した日を、発注者から業務実施会員に支払われた報酬の支払日とみなす。

4 発注者は、センターによる請求書の発行日から30日以内に、会員業務委託料をセンターが指定する口座に振り込む方法又は現金により支払うものとする。

5 会員業務委託料の支払期日は、発注者が業務実施会員から成果物の引渡しを受け、又は役務の提供を受けた日から起算して60日の期間内において定めるものとする。

6 第4項の規定による支払に関する振込手数料は、発注者の負担とする。

（センターによる立替払）

第6条 センターは、民法（明治29年法律第89号）第474条の規定による第三者の弁済として、業務実施会員に対して会員業務委託料に相当する額を支払うことができる。

2 センターは、前項の規定により業務実施会員に対する支払をしたときは、発注者に対して求償権を行使することができる。

（会員業務の実施）

第7条 業務実施会員は、関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって会員業務を実施するものとする。また、発注者の信用を害し、又は発注者がその顧客からの苦情等を受けることがないように特に注意しなければならない。

2 センターは、業務実施会員が会員業務に着手する前に、業務実施会員に対して、会員業務を安全に行うために必要な教育を行うものとし、業務実施会員は、必ずこれを受けなければならない。ただし、業務実施会員が既にこれと同等の教育を受けていた場合は、この限りでない。

3 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、その生命、身体等の安全を確保しつつ就業することができるよう、必要な配慮をするものとする。

4 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員に対して指揮命令をすることができない。

(費用の負担等)

第8条 会員業務の実施のために必要な機械、器具、原材料等は、業務実施会員が用意するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務実施会員は、対価を支払って、会員業務の実施のために発注者から機械、器具等の貸与を受け、又は原材料等の提供を受けることができる。
- 3 業務実施会員は、前項の規定により発注者から機械、器具等の貸与を受けたときは、当該機械、器具等を善良な管理者の注意をもって管理し、及び使用するものとする。
- 4 発注者は、第2項の規定により業務実施会員に対して機械、器具等の貸与等を行ったときは、その対価について、会員業務委託料を支払う際にこれと相殺することができる。
- 5 第1項の規定は、会員が会員業務の実施のためにセンターから無償で若しくは対価を支払って機械、器具等の貸与を受け、又は対価を支払って原材料等の提供を受けることを妨げない。
- 6 第3項の規定は、前項の規定により会員がセンターから機械、器具等の貸与を受けた場合について準用する。
- 7 センターは、第5項の規定により会員に対して機械、器具等の貸与等を行ったときは、その対価について、発注者から受領した会員業務委託料を会員に引き渡す際に会員業務委託料から控除することができる。

(暴力団員等からの不当要求行為に対する報告等)

第9条 業務実施会員は、会員業務の実施に当たって暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）による不当若しくは違法な要求又は第3条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定により変更されたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約。以下「業務委託契約」という。）の適正な履行に対する妨害を受けたときは、その旨をセンターに報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けたセンターは、その旨を発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(会員の履行不能)

第10条 業務実施会員は、健康状態その他の理由により会員業務を実施することができなくなったときは、速やかにその旨をセンターに申し出なければならない。

- 2 前項の規定により業務実施会員から申出があったときその他業務実施会員が会員業務を完遂させることができないと認められるときは、当該業務実施会員による会員業

務及び業務委託契約は、終了したものとして取り扱う。

- 3 前項の規定により業務実施会員による会員業務が終了したときは、センターは、公益社団法人土佐市シルバー人材センター利用規約（以下「利用規約」という。）第3条の規定により、遅滞なく、当該業務実施会員以外の会員（以下「代替会員」という。）を選定して会員業務を完遂させるものとする。
- 4 前項の規定により代替会員を選定して会員業務を完遂させるときは、発注者が当該代替会員に対して、この規約に定めるところにより、新たに業務の委託を行うものとして取り扱う。
- 5 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了したときは、発注者は、発注者とセンターが別途合意により定める額を当該業務実施会員に対して支払うものとする。
- 6 前項の規定に基づき発注者とセンターが別途合意により定める額は、当該業務実施会員が既に行った業務の割合に応じて決定されるものとする。
- 7 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了したときは、発注者は、当該業務実施会員が会員業務の実施のために既に支出した費用を負担するものとする。
- 8 第5条及び第6条の規定は、第5項及び第7項の規定による発注者の支払について準用する。

（契約不適合責任）

- 第11条 業務実施会員が発注者に引き渡した成果物又は提供した役務の内容が第2条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意した内容又はこの規約に定める内容に適合しないものであるときは、発注者は、センターを通じて業務実施会員に対して追完を請求することができる。ただし、当該不適合が業務実施会員の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 2 センターは、前項の規定により発注者から追完の請求があった場合において、相当と認めるときは、当該業務実施会員をして、又は利用規約第3条の規定により代替会員を選定して会員業務を完遂させるものとする。
 - 3 前条第4項の規定は、前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合について準用する。
 - 4 第2項の規定により代替会員が会員業務を完遂することとなる場合は、発注者とセンターとの合意により、発注者が当該業務実施会員に対して支払うこととされていた会員業務委託料の額を減額することができる。この場合において、センターは、速やかに当該減額した額を当該業務実施会員に対して通知するものとする。

(利用契約の終了等による会員業務の終了)

第 12 条 発注者とセンターとの間のシルバー人材センター利用契約が、有効期間の満了により終了し、発注者とセンターとの合意により解約され、又は発注者若しくはセンターのいずれかから解除されたときは、センターは、速やかにその旨を業務実施会員（当該利用契約の終了等の際現に会員業務を行っている者に限る。次項において同じ。）に通知し、会員業務を終了させるものとする。

2 業務委託契約は、業務実施会員が前項の規定による通知を受けたときに終了したものと取り扱う。

3 第 10 条第 5 項から第 8 項までの規定は、第 1 項の規定により会員業務が終了した場合について準用する。

(著作権の帰属等)

第 13 条 会員業務の実施により発生する著作権は、業務実施会員に帰属するものとする。

2 前項の規定は、会員業務の実施により発生した著作権を発注者に譲渡することについて、発注者とセンターが別途合意し、かつ、業務実施会員の同意を得ることにより、当該著作権を発注者に譲渡することを妨げない。

(再委託及び権利・義務の移転の禁止)

第 14 条 業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務を第三者に再委託してはならない。

2 前条第 2 項及び前項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり取得する権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

3 第 1 項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり負う義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

(守秘義務等)

第 15 条 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて知り得た発注者の秘密を第三者に漏えいしてはならない。会員業務の終了後においても、同様とする。

2 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて取得した発注者又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。会員業務の終了後においても、同様とする。

3 発注者は、業務実施会員の個人情報を適正に取り扱わなければならない。会員業務の終了後においても、同様とする。

(損害賠償)

第 16 条 発注者及び業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2 発注者は、前項の規定により、業務実施会員に対して損害賠償の請求を行う場合は、センターを通じて行うものとする。

3 業務実施会員は、第三者から損害賠償の請求を受けたときは、速やかにその旨をセンターに通知するものとする。

4 センターは、第 2 項の規定により請求を受け、又は前項の規定により通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、民法第 474 条の規定による第三者の弁済として、発注者又は第三者に対して損害賠償金を支払うものとする。

5 センターは、前項の規定により発注者又は第三者に対して損害賠償金を支払った場合は、センターが加入する損害保険により填補される額、業務実施会員の過失の程度等を斟酌して相当と認める額を業務実施会員に対して求償することができる。

(合意管轄)

第 17 条 業務委託契約に関して生じた紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。